



山形県公報

平成21年4月3日(金)
第2031号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

○山形県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則……………(商業経済交流課) ……462

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(地域福祉課) ……同
- 生活保護法による指定施術機関の指定……………(同) ……463
- 生活保護法による指定医療機関の再開の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定施術機関の廃止の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(同) ……464
- 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業所の名称の変更……………(最上総合支庁福祉課) ……同
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 同……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……465
- 昭和41年4月県告示第421号(山形県農作物奨励品種)の一部改正……………(生産技術課) ……同
- 昭和41年4月県告示第422号(山形県野菜奨励品種)の一部改正……………(同) ……同
- 昭和41年4月県告示第423号(山形県果樹奨励品種)の一部改正……………(同) ……同
- 昭和57年3月県告示第499号(山形県農作物優良品種)の一部改正……………(同) ……466
- 土地改良区の合併の認可……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知……………(森林課) ……同
- 基本測量の実施の通知……………(管理課) ……467
- 基本測量の終了の通知……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………(都市計画課) ……468
- 歳入の収納の事務の委託契約の解除……………(建築住宅課) ……同

### 公安委員会関係

#### 告 示

- 少年指導委員の委嘱……………同
- 地域交通安全活動推進委員の委嘱……………469

### 企業局関係

#### 告 示

- 県民ゴルフ場の利用料金……………473

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(最上総合支庁地域支援課) ……474
- 同……………(同) ……同
- 平成21年度山形県保育士試験の実施……………(子育て支援課) ……475
- 一般競争入札の公告……………(公安委員会) ……同

### 正 誤

## 規 則

山形県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第42号

#### 山形県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

山形県中小企業高度化資金貸付規則（昭和43年2月県規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条の表第13項貸付対象者の欄第2号を次のように改める。

(2) 政令第2条第2項第1号に規定する一般社団法人等（以下「一般社団法人等」という。）

第3条の表第14項から第16項までの規定中「公益法人」を「一般社団法人等」に改める。

第7条第1項第14号を次のように改める。

(14) 削除

第7条第1項第15号中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」を「中心市街地の活性化に関する法律」に、「。以下「中心市街地活性化法」という。）第17条第2項に規定する認定特定事業計画」を「第7条第8項に規定する特定商業施設等整備事業又は同条第9項に規定する特定事業に係る同法第41条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画」に改め、同項第16号中「中心市街地活性化法第21条第2項に規定する認定中小小売商業高度化事業計画」を「中心市街地の活性化に関する法律第7条第7項に規定する中小小売商業高度化事業に係る同法第41条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画」に改め、同条第2項中「年利0.80パーセント」を「年利1.10パーセント」に改める。

第28条第1号及び第3号イ中「90分の30」を「90分の18」に改め、同号ハ及び同条第4号中「80分の26」を「80分の16」に改め、同条第5号及び第6号中「90分の23」を「90分の18」に改める。

別記様式第1号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

#### 附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の山形県中小企業高度化資金貸付規則の規定により貸し付けられている資金については、なお従前の例による。

## 告 示

### 山形県告示第346号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成21年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称        | 指定医療機関の所在地     | 指定年月日      |
|------------------|----------------|------------|
| 池田小児科クリニック       | 山形市大字松原311番1号  | 平成21. 2. 1 |
| 訪問看護ステーション あたしん家 | 新庄市住吉町1051番2号  | 同 2. 9     |
| 垂石薬局             | 東村山郡山辺町大字山辺193 | 同 2.10     |
| エール薬局南沼原店        | 山形市松栄一丁目1番55号  | 同 3. 2     |

**山形県告示第347号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（第55条において準用する同法第49条）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成21年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定施術機関の氏名       | 開設者     | 指定施術機関の住所        | 指定年月日        |
|-----------------|---------|------------------|--------------|
| 工藤はりきゅうマッサージ治療院 | 工 藤 司   | 山形市十日町二丁目5番1号    | 平成21. 2. 1   |
| はり・きゅう・せいの治療院   | 清 野 洋 平 | 東根市神町東一丁目10番14号  | 平成20. 12. 22 |
| よつば訪問マッサージ      | 磯 井 祐 介 | 米沢市成島町一丁目4番13-3号 | 平成21. 2. 2   |
| レイス治療院          | 清 水 栄 吉 | 米沢市城西三丁目3番3号     | 同 2. 20      |

**山形県告示第348号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり再開した旨の届出があった。

平成21年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地    | 再開年月日        |
|-----------|---------------|--------------|
| 蔵王温泉クリニック | 山形市蔵王温泉903番6号 | 平成20. 11. 17 |

**山形県告示第349号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成21年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地     | 廃止年月日        |
|-----------|----------------|--------------|
| 垂石薬局      | 東村山郡山辺町大字山辺193 | 平成20. 12. 31 |

**山形県告示第350号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第55条において準用する同法第50条の2）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成21年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 廃止施術機関の氏名 | 開設者  | 指定施術機関の住所  | 廃止年月日       |
|-----------|------|------------|-------------|
| レイス治療院    | 三瓶 茂 | 南陽市郡山544番地 | 平成21. 2. 10 |

**山形県告示第351号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成21年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称      | 施設又は実施する事業の種類                | 指定介護機関の所在地     | 指定年月日      |
|----------------|------------------------------|----------------|------------|
| ホワイト歯科医院       | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養<br>管理指導 | 酒田市東泉町六丁目1番13号 | 平成21. 2. 2 |
| ヒューマンアシスト介護事業所 | 訪問介護<br>介護予防訪問介護             | 米沢市相生町7番41号    | 同 3. 4     |

**山形県告示第352号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成21年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅介護支援事業者の<br>名称及び所在地 | 事業所の名称及び所在地         |                         | 変更年月日      |
|-------------------------|---------------------|-------------------------|------------|
|                         | 変更前                 | 変更後                     |            |
| 最上町<br>最上郡最上町大字向町644番地  | 最上町介護老人保健施設や<br>すらぎ | 指定居宅介護支援事業所<br>最上町やすらぎ  | 平成21. 4. 1 |
|                         | 最上郡最上町大字向町64番地の3    |                         |            |
| 最上町<br>最上郡最上町大字向町644番地  | 最上町立最上病院            | 最上町立最上病院指定居宅<br>介護支援事業所 | 同          |
|                         | 最上郡最上町大字向町64番地の3    |                         |            |

**山形県告示第353号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成21年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の<br>名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                  | 障害福祉サービスの<br>種類 | 指定年月日       |
|----------------------------------|------------------------------|-----------------|-------------|
| 社会福祉法人豊寿会<br>最上郡最上町大字向町683番地     | 最上ふれあい学園<br>最上郡最上町大字富澤4467番地 | 短期入所            | 平成21. 3. 24 |

**山形県告示第354号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成21年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の<br>名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                       | 障害福祉サービスの<br>種類 | 指定年月日       |
|----------------------------------|-----------------------------------|-----------------|-------------|
| 株式会社ラブラドール<br>鶴岡市茅原字西茅原101番の6    | サポートセンターラブラドール<br>鶴岡市茅原字西茅原101番の6 | 児童デイサービス        | 平成21. 3. 13 |

**山形県告示第355号**

昭和41年4月県告示第421号（山形県農作物奨励品種）の一部を次のように改正する。

平成21年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 水稻の項に次の1項を加える。

つや姫（つやひめ）（平成21年）

山形県立農業試験場庄内支場において、山形70号を母とし、東北164号を父として人工交配し育成した品種である。

出穂期、成熟期ともコシヒカリと同じで、出穂期がはえぬきより7日程度遅い晩生品種である。短稈で、耐倒伏性はやや強く、収量性はコシヒカリに優る。葉いもち抵抗性は強く、耐冷性、穂発芽性はともに中である。

玄米品質は光沢があり、白未熟粒の発生が少なく、炊飯米の外観と味がコシヒカリ以上に良好である。

県内平坦部に適する。

**山形県告示第356号**

昭和41年4月県告示第422号（山形県野菜奨励品種）の一部を次のように改正する。

平成21年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 4 すいかの項を次のように改める。

- 4 すいか

祭ばやし777（まつりばやしすりーせぶん）（平成21年）

株式会社萩原農場において育成された品種で、草勢はやや強性である。

果実形質はトンネル早熟栽培で富士光TRよりやや小さい豊円型である。商品性、収量性が高く、シャリ感が強い硬肉系で、糖度が安定し、品質が良い。

県内一円のトンネル早熟栽培に適する。

**山形県告示第357号**

昭和41年4月県告示第423号（山形県果樹奨励品種）の一部を次のように改正する。

平成21年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 2 なしの項シルバーベル（昭和55年）の項を削る。

**山形県告示第358号**

昭和57年3月県告示第499号（山形県農作物優良品種）の一部を次のように改正する。

平成21年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

7 ぶどうの項に次の1項を加える。

シャインマスカット（平成21年）

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構において、安芸津21号に白南<sup>はくなん</sup>を交配して育成した品種である。樹勢は強く、萌芽の揃いは良い。果房は500gから600g程度で、果粒はジベレリン無核処理で13gから14g程度となる。

果皮色は黄緑色であり、果皮はく皮が困難であるが薄いため、果皮ごと食べられる。肉質は崩壊性でマスカット香があり食味良好である。

収穫期は9月中下旬で、日持ち性に優れ、冷蔵貯蔵により長期販売が可能である。

8 なしの項に次の1項を加える。

シルバーベル（平成21年）

昭和32年に山形県立農業試験場置賜分場において、ラ・フランスの自然交配雑種をは種し選抜育成した品種である。

果実は、大玉の不正円錐形で果汁が多く、味は濃厚であり、日持ちは長く12月いっぱい食用可能である。

樹勢は旺盛で枝の発育は良好であり、無袋栽培が可能で省力化もでき豊産性である。

村山地域、東南置賜地域及び酒田市に適する。

9 とうもろこしの項パイオニアデント32K61（32K61）（平成12年）及びスノーデント127S（SH0800）（平成17年）の項を削る。

32 おうとうの項高砂（たかさご）（昭和58年）の項を削る。

44 ももの項白鳳（はくほう）（平成12年）の項を削る。

46 食用ぎくの項を次のように改める。

46 削除

51 すいかの項を次のように改める。

51 削除

**山形県告示第359号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、土地改良区の合併を次のとおり認可した。

平成21年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 合併により設立する土地改良区の名称

東根市土地改良区

2 事務所の所在地

東根市大字野川2074番地の93

3 合併により解散する土地改良区の名称

(1) 大富土地改良区

(2) 小田島土地改良区

(3) 東根市東部土地改良区

(4) 若木土地改良区

4 認可年月日

平成21年4月1日

**山形県告示第360号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成21年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 保安林予定森林の所在場所

西置賜郡飯豊町大字小白川字柳沢3231-2、3231-3、3232-1、3232-2

2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

イ 主伐は、択伐による。

ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び飯豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

---

**山形県告示第361号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成21年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 基本測量を実施する地域

新庄市、最上郡金山町、最上郡最上町、最上郡真室川町、最上郡大蔵村

2 基本測量を実施する期間

平成21年4月1日から同年7月24日まで

3 作業の種類

基本測量（電子基準点への標高取付水準測量）

---

**山形県告示第362号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、独立行政法人都市再生機構山形都市開発事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成21年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 公共測量を実施した地域

山形市大字松原地域

2 公共測量を実施した期間

平成20年6月17日から平成21年3月10日まで

3 作業の種類

公共測量（4級基準点測量）

---

**山形県告示第363号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、独立行政法人都市再生機構山形都市開発事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成21年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 公共測量を実施した地域

山形市大字松原地域から上市市金瓶地域

2 公共測量を実施した期間

平成20年7月17日から平成21年3月10日まで

3 作業の種類

公共測量（3級及び4級基準点測量）

---

**山形県告示第364号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき東根市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成21年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
  - (1) 種 類 東根都市計画道路
  - (2) 名 称 3・4・5号一本木神町線
- 2 縦覧の場所
 

土木部都市計画課

**山形県告示第365号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により次の者に委託した県営住宅及び駐車場の家賃及び使用料のうち滞納されたものの収納事務の委託契約を平成21年4月1日に解除した。

平成21年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 名称 山形県住宅供給公社
- 2 住所 山形市城南町1丁目1番1号

**公安委員会関係****告 示****山形県公安委員会告示第3号**

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により、平成21年4月1日付けで少年指導委員を次のとおり委嘱した。

平成21年4月3日

山形県公安委員会

委員長 加 藤 有 倫

| 活動区域        | 氏 名       | 連 絡 先                                          |
|-------------|-----------|------------------------------------------------|
| 山形警察署の管轄区域  | 岩 田 長 司   | 山形市松山一丁目1番23号<br>山形警察署生活安全課（023）627-0110       |
|             | 佐 藤 達 郎   |                                                |
|             | 長 谷 川 博 明 |                                                |
| 上山警察署の管轄区域  | 鈴 木 萬 四 郎 | 上山市矢来三丁目7番50号<br>上山警察署生活安全課（023）677-0110       |
| 天童警察署の管轄区域  | 佐 藤 一 良   | 天童市糠塚二丁目4番1号<br>天童警察署生活安全課（023）651-0110        |
| 寒河江警察署の管轄区域 | 佐 藤 淳 二   | 寒河江市大字西根字上川原228番地1<br>寒河江警察署生活安全課（0237）83-0110 |
| 村山警察署の管轄区域  | 秋 葉 征 士   | 村山市中央一丁目2番5号<br>村山警察署生活安全課（0237）52-0110        |
| 尾花沢警察署の管轄区域 | 菅 野 邦 彦   | 尾花沢市北町一丁目5番5号<br>尾花沢警察署生活安全係（0237）24-0110      |



|                |         |                                                  |
|----------------|---------|--------------------------------------------------|
| 新庄警察署の管轄<br>区域 | 高 橋 寿 子 | 新庄市新町5番19号<br>新庄警察署生活安全課（0233）22-0110            |
|                | 工 藤 正 貴 |                                                  |
| 庄内警察署の管轄<br>区域 | 金 内 善 治 | 東田川郡庄内町余目字滑石8番地1<br>庄内警察署生活安全係（0234）45-0110      |
| 酒田警察署の管轄<br>区域 | 齋 藤 きよ子 | 酒田市上安町一丁目1番地の1<br>酒田警察署生活安全課（0234）23-0110        |
|                | 尾 川 勝 次 |                                                  |
| 鶴岡警察署の管轄<br>区域 | 佐 藤 重 勝 | 鶴岡市道形町20番40号<br>鶴岡警察署生活安全課（0235）28-0110          |
|                | 安 野 孝   |                                                  |
| 長井警察署の管轄<br>区域 | 今 野 大   | 長井市小出3743番地の3<br>長井警察署生活安全課（0238）84-0110         |
| 小国警察署の管轄<br>区域 | 遠 藤 和 彦 | 西置賜郡小国町大字小国小坂町一丁目49番地<br>小国警察署生活安全係（0238）62-0110 |
| 南陽警察署の管轄<br>区域 | 石 黒 謙 一 | 南陽市柵塚1618番地<br>南陽警察署生活安全課（0238）50-0110           |
| 米沢警察署の管轄<br>区域 | 佐 藤 勝 三 | 米沢市城北二丁目3番19号<br>米沢警察署生活安全課（0238）26-0110         |
|                | 遠 藤 和 博 |                                                  |

山形県公安委員会告示第4号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定により、地域交通安全活動推進委員を次のとおり委嘱した。

平成21年4月3日

山 形 県 公 安 委 員 会  
委 員 長 加 藤 有 倫

1 活動区域、氏名及び連絡先

| 活 動 区 域 | 氏 名         | 連 絡 先 |
|---------|-------------|-------|
| 山形警察署管内 | 目 崎 義 美     |       |
|         | 齋 藤 洋 一     |       |
|         | 菊 地 重 好     |       |
|         | 長 瀬 健 一     |       |
|         | 山 川 貞 夫     |       |
|         | 須 田 洋 博     |       |
|         | 森 谷 村 幸 次   |       |
|         | 木 庄 司 幸 榮 吉 |       |
|         | 原 田 雅 雅 雄   |       |
|         | 結 城 嘉 一     |       |
|         | 石 澤 谷 次     |       |
|         | 菅 江 達       |       |
|         | 大 滝 正 能     |       |

|          |                                                                                                                                                                    |                                                      |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
|          | 加藤 藤 稔<br>小船 林 一<br>峯 山 勝<br>齋 田 茂<br>會 藤 彦<br>山 崎 龍 榮 一<br>峯 崎 正 弘<br>悪 田 一<br>結 原 満 男<br>門 城 敏 雄<br>佐 脇 幸 夫<br>石 竹 武 博<br>畑 澤 謙 一<br>結 山 和 夫<br>井 城 広 美<br>上 政 弘 | 山形市松山一丁目1番23号<br>山形警察署交通第一課<br>電話 (023) 627-0110     |
| 上山警察署管内  | 大久保 良 二<br>渡 邊 和 利<br>鈴 木 清 美<br>石 塚 賢 二<br>岩 崎 桂 子                                                                                                                | 上山市矢来三丁目7番50号<br>上山警察署交通課<br>電話 (023) 677-0110       |
| 天童警察署管内  | 村山 喜代志<br>佐 藤 力 男<br>土 屋 和 智<br>石 山 喜 也<br>松 田 正 之<br>今 田 健 吉<br>秋 葉 勝 彦<br>押 野 宏 子<br>大 木 康 行                                                                     | 天童市糠塚二丁目4番1号<br>天童警察署交通課<br>電話 (023) 651-0110        |
| 寒河江警察署管内 | 國井 百々子<br>結 城 昭 雄<br>佐 竹 敬 一<br>佐 藤 敬 子<br>齋 藤 新 一<br>芦 埜 マ サ 一<br>伊 藤 巳 規 男<br>小 関 則 雄<br>白 井 則 浩<br>渡 辺 淑 一<br>阿 部 健 一<br>佐 藤 幸 一<br>安 藤 安 広                     | 寒河江市大字西根字上川原228番地1<br>寒河江警察署交通課<br>電話 (0237) 83-0110 |
| 村山警察署管内  | 戸田 紘 義<br>下 山 薫<br>菅 原 正 志<br>菊 池 貞 好<br>松 田 文 男<br>板 垣 俊 朗<br>関 雄 一                                                                                               | 村山市中央一丁目2番5号<br>村山警察署交通課<br>電話 (0237) 52-0110        |

|          |                     |                    |                 |                     |                                                      |
|----------|---------------------|--------------------|-----------------|---------------------|------------------------------------------------------|
|          | 武深前梅                | 田瀬田津               | 貞太健行            | 夫郎一子                |                                                      |
| 尾花沢警察署管内 | 青阿佐有有               | 木部藤路川              | 昭由好             | 夫巖子彦忠               | 尾花沢市北町一丁目5番5号<br>尾花沢警察署地域交通課交通係<br>電話（0237）24-0110   |
| 新庄警察署管内  | 阿須渡星富柴滝齐津大西庄佐国佐影    | 部田部山樫田口藤田場田司藤分藤澤   | 浩光秋忠高純好明栄次良公五五壮 | 悦子夫雄弘一健雄美清郎範一郎郎策    | 新庄市新町5番19号<br>新庄警察署交通課<br>電話（0233）22-0110            |
| 庄内警察署管内  | 鈴木本工小後              | 木田藤野藤              | 重克む勘俊           | 良幸子治明               | 東田川郡庄内町余目字滑石8番地1<br>庄内警察署地域交通課交通係<br>電話（0234）45-0110 |
| 酒田警察署管内  | 鶴徳上小長池佐菅藤池石阿進木阿荒元齋本 | 見田林寺堀田藤原田塚部藤村部生木藤間 | 茂直司忠正光清睦きぬ和岩四   | 明子樹郎次二一二馨貢哉子満晃昭人繁美郎 | 酒田市上安町一丁目1番地の1<br>酒田警察署交通課<br>電話（0234）23-0110        |

|         |                                                                                                                                                                      |                                                           |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 鶴岡警察署管内 | 佐々木悦子<br>難波真一<br>佐藤明男<br>石井正弘<br>金井内弘一<br>阿部猛雄<br>平藤重勝<br>斎藤部一夫<br>青木政樹<br>富樫美恵子<br>池田梅子<br>長門南邦彦<br>門脇健作<br>五十嵐一和<br>佐藤善子<br>阿部藤千子<br>佐藤法勝子<br>板垣藤康<br>佐藤欣吾<br>岡崎克己 | 鶴岡市道形町20番40号<br>鶴岡警察署交通課<br>電話（0235）28-0110               |
| 長井警察署管内 | 近野豊子<br>高橋隆<br>鈴木菊子<br>田中子<br>手塚子<br>菅郎<br>小川功<br>小松一<br>土田雄                                                                                                         | 長井市小出3743番地の3<br>長井警察署交通課<br>電話（0238）84-0110              |
| 小国警察署管内 | 平山雄二<br>小笠原ミヨ<br>鈴木正昭<br>青木安男<br>渡部綱雄                                                                                                                                | 西置賜郡小国町大字小国小坂町一丁目49番地<br>小国警察署地域交通課交通係<br>電話（0238）62-0110 |
| 南陽警察署管内 | 鈴木精隆<br>阿部橋謙<br>高橋黒田貞<br>石黒田晶<br>白野野仁<br>近野津良<br>小島山信<br>丸山                                                                                                          | 南陽市柵塚1618番地<br>南陽警察署交通課<br>電話（0238）50-0110                |

|         |   |   |     |     |                                              |
|---------|---|---|-----|-----|----------------------------------------------|
| 米沢警察署管内 | 竹 | 田 | 利   | 男   | 米沢市城北二丁目3番19号<br>米沢警察署交通課<br>電話（0238）26-0110 |
|         | 神 | 田 | 貞   | 一   |                                              |
|         | 大 | 峡 | 貞   | 好   |                                              |
|         | 高 | 木 | 雄   | 輔   |                                              |
|         | 金 | 内 | 晴   | 一   |                                              |
|         | 伊 | 藤 | 次   | 郎   |                                              |
|         | 色 | 摩 |     | 正   |                                              |
|         | 高 | 野 | 和   | 雄   |                                              |
|         | 須 | 貝 | 光   | 雄   |                                              |
|         | 長 | 澤 | 純   | 一   |                                              |
|         | 西 | 山 | 智   | 二   |                                              |
|         | 三 | 原 |     | 一   |                                              |
|         | 佐 | 藤 | 憲   | 一   |                                              |
|         | 山 | 口 |     | 昭   |                                              |
|         | 木 | 村 | 恒   | 一   |                                              |
|         | 須 | 藤 |     | 久   |                                              |
|         | 相 | 馬 | 孝   | 一 郎 |                                              |
|         | 多 | 勢 | 勝   | 雄   |                                              |
| 伊       | 藤 | 孝 | 憲   |     |                                              |
| 矢       | 口 | 賛 | 司 郎 |     |                                              |

2 委嘱年月日  
平成21年4月1日

## 企業局関係

### 告 示

**山形県企業告示第5号**

県民ゴルフ場管理条例（平成10年3月県条例第35号）第9条第2項の規定により、県民ゴルフ場の利用料金を次のとおり承認した。

平成21年4月3日

山形県企業管理者 細 谷 知 行

1 利用料金

| 区 分                 |      | 利 用 料 金          |        |
|---------------------|------|------------------|--------|
| コース利用料金<br>(グリーンフィ) | 平日   | 1人9ホールまで         | 1,108円 |
|                     |      | 1人18ホールまで        | 2,215円 |
|                     |      | 1人18ホールを超え9ホールまで | 893円   |
|                     | 土曜日等 | 1人9ホールまで         | 2,368円 |
|                     |      | 1人18ホールまで        | 4,735円 |
|                     |      | 1人18ホールを超え9ホールまで | 893円   |

|                      |                  |        |
|----------------------|------------------|--------|
| 乗用カート利用料金<br>(カートフィ) | 1人9ホールまで         | 682円   |
|                      | 1人18ホールまで        | 1,365円 |
|                      | 1人18ホールを超え9ホールまで | 682円   |

## 備考

- 1 「土曜日等」とは、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいい、「平日」とは、それ以外の日をいう。
  - 2 次に掲げる者が利用する場合のコース利用料金の額は、この表の額に100分の80を乗じて得た額以内とする。
    - (1) 年齢65歳以上の者
    - (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者
  - 3 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校若しくは高等学校の児童若しくは生徒又はこれらに準ずる者が利用する場合のコース利用料金の額は、1人9ホールまで750円、1人18ホールまで1,500円とする。
- 2 適用期間  
平成21年4月10日から平成23年1月31日まで

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成21年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成21年2月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人アンプ
  - (2) 代表者の氏名  
岩浪美穂
  - (3) 主たる事務所の所在地  
新庄市本町4番33号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、新庄最上地域全域の活性化の為に、その活動を行いたいと考えている団体又は個人の意思や活動を増幅して現実のものとし、或いは独自に各種イベント事業を展開することにより、活気と魅力溢れる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成21年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成21年3月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

## (1) 名称

特定非営利活動法人東北地域エネルギー開発機構

## (2) 代表者の氏名

小川 健

## (3) 主たる事務所の所在地

新庄市大字福田字福田山711番地112

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、化石燃料に依存する経済社会の脆弱さ、地球温暖化を始めとする気候変動への懸念、化石燃料の有限性等を鑑み、脱化石燃料社会を目指し、地域の資源と風土を活かした地域エネルギーの開発、利活用等を図り、地域活性化、持続的発展可能な地域社会の構築、資源循環型社会、低炭素社会の実現に寄与することを目的とする。

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の8第2項の規定により、保育士試験を次のとおり実施する。

平成21年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 試験の日時及び場所

| 区 分 | 期 日            | 時 間             | 場 所                     |
|-----|----------------|-----------------|-------------------------|
| 筆 記 | 平成21年8月8日（土）   | 午前9時30分から午後4時まで | 山形市片谷地515<br>山形短期大学     |
|     | 平成21年8月9日（日）   | 午前9時30分から午後4時まで |                         |
| 実 技 | 平成21年10月11日（日） | 別途指定する          | 天童市大字清池1559<br>羽陽学園短期大学 |

## 2 受験手続

受験申請書を平成21年4月1日（水）から平成21年5月13日（水）までの間に東京都豊島区高田三丁目19番10号社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターに簡易書留により提出すること（平成21年5月13日（水）までの消印のあるもの限り受け付ける。）。

## 3 その他

- (1) 平成21年保育士試験の案内を県庁及び各総合支庁において配布する。
- (2) 平成21年保育士試験受験の手引き及び受験申請書の配布を希望する者は、「手引き請求」と朱書きした封筒に140円切手を貼付し、あて先を明記した返信用封筒（角型2号）を同封して、平成21年4月1日（水）から、社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターに郵送すること（申請書提出期限に間に合うためには、平成21年4月27日（月）までに手引きの請求をすること。）。
- (3) 詳細については、社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センター（電話0120-4194-82）に問い合わせること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、ファクシミリの賃貸借の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）
- (2) 日 時 平成21年5月13日（水） 午後1時30分

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量  
ファクシミリの賃貸借 318台
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

- (3) 契約期間 平成21年10月1日から平成26年9月30日まで
  - (4) 履行場所 入札説明書による。
  - (5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち、6か月分の料金に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
- 次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
  - (2) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (3) 平成21年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成21年1月27日付け山形県公報第2013号）により公示された資格を有すること。
  - (4) 9(1)に規定する納入仕様書等により、基本的仕様及び特質が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部警務部警務課 電話番号023(626)0110
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び3の(4)に係る納入仕様書その他必要な書類（以下「納入仕様書等」という。）を平成21年4月22日（水）午後3時までに山形県警察本部警務部警務課に提出すること。この場合において、納入仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに当該納入仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
  - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出の予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
  - (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
  - (4) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the service to be procured: Lease of the facsimile: 318 set
  - (2) Time-limit for tender: 1:30 PM, May 13, 2009
  - (3) Contact point for the notice: Police Administration Section, Police Administration Division, Yamagata Prefectural Police Headquarters, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken, 990-8577 Japan, TEL 023-626-0110



正 誤

|            |            |      |       |   |   |
|------------|------------|------|-------|---|---|
| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ  | 行     | 誤 | 正 |
| 平成20.12. 5 | 第2000号     | 1545 | 下から15 |   |   |

誤

|   |   |   |                       |     |
|---|---|---|-----------------------|-----|
| 同 | 上 | 新 | 38.0メートル<br>}<br>14.0 | 同 上 |
|---|---|---|-----------------------|-----|

正

|   |   |   |                       |     |
|---|---|---|-----------------------|-----|
| 同 | 上 | 新 | 11.0メートル<br>}<br>9.5  | 同 上 |
| 同 | 上 |   | 38.0メートル<br>}<br>14.0 | 同 上 |

平成21年4月3日印刷  
平成21年4月3日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056